

2014年1月7日 全14頁

平成26年度税制改正大綱（証券・金融）

NISAの拡充、公社債、インフラファンド、ゴルフ会員権など

金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

[要約]

- 2013年12月12日、自由民主党と公明党は平成26年度税制改正大綱を発表した。
- 大綱では、証券・金融関連の措置として、NISAの利便性向上、特定公社債の範囲見直し、割引債の償還差益源泉徴収特例の見直し、投資法人の制度見直し（新投資口予約権発行可能）に対応した改正や導管性要件の見直し、インフラファンド等の分配金損金算入制限、企業型確定拠出年金の拠出限度額引上げ、ゴルフ会員権の譲渡損の他の所得との通算禁止などが盛り込まれている。
- 今後は、大綱に基づく法案を今年（2014年）の通常国会に提出する予定である。

目次

1. NISA関連 2頁
2. 特定口座関連 5頁
3. 株式関連 5頁
 - (1) 会社法改正にあわせた見直し (2) ストック・オプション (3) ベンチャー税制
 - (4) 法人の交際費の50%損金算入と株主優待 (5) 相続関連
4. 公社債税制（金融所得課税一体化関連） 8頁
 - (1) 特定公社債の範囲の見直し (2) 農林債の除外
 - (3) 割引債の償還差益の源泉徴収特例の見直し (4) 公社債等の譲渡対価の受領者の告知
 - (5) 利子等の支払調書制度の見直し (6) 非居住者・外国法人の非課税措置
 - (7) デリバティブの取扱い（検討課題）
5. 投資信託・投資法人関連 11頁
 - (1) 新投資口予約権の取扱い (2) インフラファンド等の分配金損金算入制限

- (3) 投資法人の合併等に伴う「のれん」の取扱い
- (4) 検討事項(税制と会計の不一致(税会不一致)への対応)
- 6. 事務関連(支払調書・国外への口座移管) 12 頁
 - (1) 本人確認情報の電磁的方法での提供 (2) 支払調書の電子処理促進
 - (3) 国外への口座移管
- 7. 財形非課税貯蓄・確定拠出年金関連 13 頁
 - (1) 財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄 (2) 確定拠出年金 (3) 検討課題
- 8. ゴルフ会員権 14 頁

1. N I S A 関 連

大綱では、証券界及び金融庁が要望していた項目のうち、下記を認めることとしている。

- (1) 一年単位で、NISA 口座を開設する金融機関の変更を認めること。
- (2) NISA 口座を廃止した場合、翌年以降に NISA 口座を再開設することを認めること。

(1) 一年単位で、NISA 口座を開設する金融機関の変更を認めること

N I S A 口座を開設している証券会社(「金融商品取引業者」に該当、以下同じ)等を変更する場合、変更日の属する年(以下「変更年」)の前年の10月1日から変更年の9月30日までの間に、N I S A 口座を開設している当該証券会社等の営業所の長に、「金融商品取引業者等変更届出書」を提出しなければならない。

- ◇ 変更年の非課税管理勘定で、既に上場株式等を購入等している場合は、その非課税管理勘定が設けられている証券会社等の営業所の長は、「金融商品取引業者等変更届出書」を受理できない。即ち、上場株式等を既に購入している非課税管理勘定については、証券会社等を変更することはできない。
- ◇ 上場株式等を購入等していない変更年の非課税管理勘定については、「金融商品取引業者等変更届出書」が提出された日に、廃止される。
- ◇ 「金融商品取引業者等変更届出書」の提出を受けた証券会社等の営業所の長は、当該変更届出書の提出者の氏名、整理番号、変更届出書の提出を受けた旨その他の事項を、当該営業所の所在地の所轄税務署長に、e-Tax を用いて提供しなければならない。さらに、当該営業所の長は提出者に対して、非課税管理勘定の廃止年月日、非課税管理勘定の再設定ができる年分その他の事項を記載した「非課税管理勘定廃止通知書」を交付する。なお、「金融商品取引業者等変更届出書」を提出しただけでは、提出先の非課税口座そのものは廃止

されないため、変更年より前の非課税管理勘定は引き続き非課税で運用できる。

- ◇ これに対して、「非課税口座**廃止届出書**」が証券会社等の営業所の長に提出された場合は、当該証券会社等の非課税口座そのものが廃止されるため、当該非課税口座に設けていた非課税管理勘定も廃止されることになる（非課税での運用を継続できなくなる）。「非課税口座**廃止届出書**」の提出を受けた証券会社等の営業所の長は、「金融商品取引業者等**変更届出書**」の提出を受けた場合と同様の手続きをとり、提出者に対して、「**非課税口座廃止通知書**」を交付する。
- ◇ 現行制度では、非課税口座を開設している居住者等が出国により居住者等に該当しなくなる場合は、出国日の前日までにNISAを開設している証券会社等の営業所の長に出国届出書を提出しなければならない。これにより、出国日の前日に非課税口座**廃止届出書**を提出したものとみなされている。この取り扱いは大綱では変更されていない¹。

(2) NISA 口座を廃止した場合、翌年以降に NISA 口座を再開設することを認めること。

- ◇ 大綱では、「再開設」と「再設定」に分けて手続きを述べている。
- ◇ 「再開設」としては、例えば、次のケースが考えられる。
 - ①ある証券会社等（A社）に非課税口座を開設し、非課税管理勘定を設定して取引していたのを、同一勘定設定期間内に、別の証券会社等（B社）に非課税口座を開設してその中の非課税管理勘定に移す場合は、「再開設」としている模様である。
 - ②NISAの非課税口座を開設している居住者等が出国の際に証券会社等（A社）の営業所の長に出国届出書を提出した場合、出国日の前日に非課税口座**廃止届出書**を提出したものとみなされる。その後、同一の勘定設定期間中に、日本に戻ってきて、NISAの非課税口座を再度開設する場合も「再開設」になるものと思われる。
- ◇ 「再設定」とは、既存の非課税口座に、非課税管理勘定を再度設定することを指すものと思われる。例えば、非課税口座を開設している証券会社等（A社）に、「金融商品取引業者等**変更届出書**」を提出して、他の証券会社等（B社）の非課税管理勘定に移管した場合は、元の証券会社等（A社）の非課税口座はそのまま残っている。その後、当該他の証券会社等（B社）から、元の証券会社等（A社）の非課税口座に、非課税管理勘定の設定先を変更すると「再設定」となる模様である。
- ◇ 「再開設」の場合は、非課税口座開設届出書に、（①の場合は）「非課税管理勘定廃止通知書」又は（②の場合は）「非課税口座**廃止通知書**」を添付して、再開設する年（再開設年）の前年の10月1日から再開設年の9月30日まで、再開設先の証券会社等の営業所の長に提出しなければならない。「再設定」の場合は「非課税口座**廃止通知書**」を

¹ ただし、この場合、提出者は国外に出国しているため、新制度において新たに交付される「非課税口座**廃止通知書**」の交付先をどうするのかという問題が生じる。

再設定する年（再設定年）の前年の10月1日から再設定年の9月30日まで、再設定先の証券会社等の営業所の長に提出しなければならない。

- ◇ 上記の廃止通知書の提出を受けた証券会社等の営業所の長は、提出を受けた後速やかに、提出者の氏名、整理番号、廃止通知書の提出を受けた旨その他の事項（下記ウにおける「提出事項」）を、当該営業所の所在地の所轄税務署長に、e-Tax を用いて提供しなければならない。提供を受けた税務署長は、廃止通知書を発行した証券会社等の営業所の長から、変更届出書に係る届出事項の提供の有無を確認し、廃止通知書の提出を受けた証券会社等の営業所に、下記を、e-Tax を用いて提供する。

ア. 届出事項の提供がある場合は、非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定ができる旨その他の事項

イ. 届出事項の提供がない場合は、非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定ができない旨その他の事項

ウ. 当該提出事項の提供前に既に当該税務署長又は別の税務署長に対して同一の居住者等に係る提出事項の提供がある場合は、非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定ができない旨その他の事項

- ◇ 上記のアの提供を受けた証券会社等の営業所の長は、提出者の非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定を行う。

上記の改正は、平成27（2015）年1月1日以後に手続き（金融商品取引業者等変更届出書又は非課税口座廃止届出書の提出）が行われる場合に適用する。したがって、2015年9月30日までに変更届出書が提出された場合、その非課税管理勘定で上場株式等を購入していなければ、2015年から別の証券会社等の非課税管理勘定に変更することができるものと思われる。2015年10月1日以後に変更届出書が提出された場合は、2016年からの変更となる。

なお、証券界及び金融庁は、NISA口座開設手続等の簡素化として、NISA口座開設時の重複口座確認については、社会保障・税番号（いわゆるマイナンバー）制度を用いることとし、口座開設時における住民票の写し等の提出を不要とすることを求めていたが、こちらは今回の大綱には盛り込まれていない。

大綱では、今後の検討課題として、「NISAについては、投資家のすそ野を広げ、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点から、措置の実績や効果の検証等を踏まえ、引き続き検討する」こととされている。

2. 特定口座関連

大綱では、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、いわゆるESOP信託²に基づき、受託者を通じてその委託者（上場株式等の発行人等）の従業員等が取得した上場株式等を含めることとしている。

3. 株式関連

(1) 会社法改正にあわせた見直し

大綱では、今年（2014年）の通常国会での改正会社法の成立を前提に、みなし配当が生じる事由となる自己株式の取得について、その範囲から、株式の併合に反対する株主からのその併合により端株となる株式の買取請求に基づく取得を除くこととしている。

(2) ストック・オプション

(i) 特定外国新株予約権の特例の延長

特定の取締役等が受ける特定外国新株予約権の行使により株式を取得した際の経済的利益の非課税等（ストック・オプション税制）について、対象となる特定外国新株予約権を付与する特定外国株式会社に係る「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（いわゆるアジア拠点化推進法）」の規定に基づく認定期限を、平成26（2014）年3月31日から2年延長する。

(ii) 非適格ストック・オプションの発行会社への譲渡

発行人から与えられた新株予約権等でその権利行使時に経済的な利益に対して課税されるもの（即ち、非適格ストック・オプション）を、権利行使前に発行会社に譲渡した場合、その対価は、株式等の譲渡の対価ではなく、事業所得、給与等、退職手当等、一時所得又は雑所得に係る（総）収入金額とみなして課税する（即ち、株式等の譲渡所得等の申告分離課税ではなく、事業所得、給与所得、退職所得、一時所得又は雑所得として総合課税される）。平成26（2014）年4月1日以後の新株予約権等の譲渡から適用する。

(3) ベンチャー税制

(i) エンジェル税制

² ESOPはEmployee Stock Ownership Planの略。大綱では、「上場株式等を発行した法人等を委託者とする金銭の信託契約であって、その信託契約に係る信託の受託者は、当該上場株式等の取得をするとともに、当該委託者の従業員等に勤続年数その他の事由を勘案して定められた基準に応じて当該上場株式等の交付を行うことを定める規則に従い当該上場株式等の交付を行うこととされているもの」をいう。

図表 1 エンジェル税制の拡充措置の対象

時点	措置内容	対象会社	大綱での手当の対象
取得時	投資額の譲渡所得等からの控除	特定中小会社	①産業集積経済金融活性化特別地区(沖縄) ③地域再生法の認定地域再生計画
	投資額の寄附金控除	特定新規中小会社	①産業集積経済金融活性化特別地区(沖縄) ②総合特別区域法の指定会社
譲渡時	価値喪失に係るみなし譲渡	特定中小会社	①産業集積経済金融活性化特別地区(沖縄) ③地域再生法の認定地域再生計画
	譲渡損失等の繰越控除	特定中小会社	①産業集積経済金融活性化特別地区(沖縄) ③地域再生法の認定地域再生計画

(出所) 平成 26 年度税制改正大綱に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

大綱では、①～③について下記の措置を講じることとしている。

- ① 沖縄振興特別措置法の改正を前提に、同法に定める産業集積経済金融活性化特別地区（仮称）の区域内において、
 - ・ 同地区の指定日以後に設立され、かつ、本店又は主たる事務所を有する会社であって、
 - ・ 産業集積経済金融活性化促進計画（仮称）に記載された特定産業（仮称）を行う会社として平成 26（2014）年 4 月 1 日又は指定日のいずれか遅い日から平成 29（2017）年 3 月 31 日までの間に沖縄県知事の認定を受けたもののうち、
 - ・ 一定の要件を満たすもの
 を対象に加える。

一定の要件とは、同区域内で特定産業を主として営んでいる、地元の従業員が 5 人以上の、設立後 10 年未満の非上場の中小事業者で、発行済株式の 50%超が一つの大規模法人とその特殊関係法人の所有に属さず、発行済株式の 3 分の 2 以上が大規模法人とその特殊関係法人の所有に属さず、払込みにより当該会社の株式を取得する者と投資契約（払込金を同区域で計画に従い実施する特定産業に供する旨の記載があるものに限定）を締結する会社で、事業内容が公序良俗に反しておらず、風俗営業ではないことが挙げられている。
- ② 総合特別区域法に基づく指定期限を平成 26（2014）年 3 月 31 日から 2 年延長する。
- ③ 地域再生法の認定地域再生計画に記載された事業を行う株式会社に係る同法の規定に基づく確認期限を平成 26（2014）年 3 月 31 日から 2 年延長する。

(ii) 法人によるベンチャー投資の促進税制

平成 25（2013）年 10 月 1 日に自民党及び公明党が公表した「民間投資活性化等のための税制改正大綱」に盛り込まれた、法人によるベンチャー投資の促進税制³が盛り込まれている。

³是枝俊悟「法人のベンチャー投資・事業再編の優遇税制-「民間投資活性化等のための税制改正大綱」の解説その 3-」（2013 年 11 月 5 日）を参照

(4) 法人の交際費の50%損金算入と株主優待

大綱では、交際費等の損金不算入制度について、次の見直しを行った上で、適用期限を平成26（2014）年3月31日までに開始する事業年度から2年延長することとしている。

- ① 交際費等のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金算入することとする。「飲食のために支出する費用」には、いわゆる社内接待費は含まない。
- ② 中小企業に係る損金算入の特例について、上記①と選択適用とする。

ところで、大綱とは直接関係は無いが、株主優待⁴に係る支出額について、株式の発行会社において交際費等に該当するとして国税局から更正処分を受け、発行会社がこれを不服として国税不服審判所に審査請求を出したところ、同審判所が国税局の処分を妥当とした例が出ている。

仮に、株主優待を、発行会社側では交際費等として処理した場合に、今回の大綱で導入することとされている交際費等の50%損金算入の対象となりうるかが気になるところである。

現行制度において、損金不算入となる交際費等からは、「1人あたり5,000円以下の飲食費（社内飲食費を除く）」が除外されているが、5,000円/人を超える場合は、超過部分だけでなく、全額が損金不算入とされている。大綱の措置は、5,000円を超える場合でも半分は損金算入を認める趣旨と思われる。

現行制度での飲食費とは、「飲食その他これに類する行為」のために要する費用とされている。大綱の「飲食のために支出する費用」がこれと同義であれば、下記が該当する⁵。

- ・ 自己の従業員等が得意先等を接待して飲食するための「飲食代」
- ・ 得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して、弁当の差入れを行うための「弁当代」など（得意先等において差入れ後相応の時間内に飲食されることが想定されるもの）
- ・ 飲食店等での飲食後、その飲食店等で提供されている飲食物の持ち帰りに要する「お土産代」をその飲食店等に支払う場合 など

単なる飲食物の詰め合わせを贈答する行為は、含まれないと考えられるとされている。

さらに、飲食年月日や対象先の氏名・名称などを記載した一定の書類の保存が求められている。

したがって、仮に株主優待が、交際費等に該当するとしても、50%損金算入の対象となるケースはかなり少ない（あるいはほとんどない）のではないと思われる。

(5) 相続関連

相続等によって取得した土地等を、相続開始の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年以

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20131105_007858.html

⁴ この審決例は、株式数に応じて発行会社が経営する店舗での食事券や割引券を株主に交付するタイプのものである。

⁵ 国税庁「交際費等（飲食費）に関するQ&A」（平成18年5月）

内に譲渡した場合は、相続税額に、相続税の課税価格に占める相続したすべての土地等の相続税評価額の割合を乗じた金額を取得費に加算することができる。株式等や建物など土地等以外の相続財産にも同様の特例が設けられているが、加算できるのは、土地等以外の建物や株式等を譲渡した者にかかった相続税額のうち、譲渡した株式等や建物に対応する額とされている。

大綱では、土地等の取得費への加算の特例について、譲渡した土地等の相続税評価額に対応する相続税額に変更することとしている。この改正は、平成 27（2015）年 1 月 1 日以後に開始する相続または遺贈により取得した資産を譲渡する場合に適用することとしている。

その一方で、適用対象者の範囲に、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の適用を受けていた個人で、当該非上場株式等の贈与者の死亡により当該非上場株式等を相続したとみなされる者を加えることとしている。

4. 公社債税制（金融所得課税一体化関連）

(1) 特定公社債の範囲の見直し

個人が受け取る特定公社債の利子は、平成 28（2016）年 1 月 1 日以後、20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の源泉徴収付の申告分離課税（ただし、申告不要の選択可能）、譲渡損益・償還差損益は税率 20%（所得税 15%⁶、住民税 5%）の申告分離課税となる。特定公社債の譲渡損益・償還差損益は、上場株式等の配当・分配金や譲渡損益と損益通算ができ、3 年間の繰越控除も適用できる。

この特定公社債の範囲について、下記の見直しを行うこととしている。

① 発行日の前 6 月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債

発行日前「6 月以内」を「9 月以内（外国法人にあっては 12 月以内）」に改める。

② 平成 27（2015）年 12 月 31 日以前に発行された公社債

発行時に同族会社に該当する会社が発行した社債を除外する。したがって、譲渡損益は、一般株式等としての税率 20%（所得税 15%⁷、住民税 5%）の申告分離課税、同族会社の株主等（個人）が支払いを受ける償還差益は雑所得として総合課税となる。

他方で、一般公社債（特定公社債以外の公社債）の利子のうち、平成 28（2016）年 1 月 1 日以後に同族会社の株主等（個人）に支払うものは、20.315%の税率で源泉徴収の上、総合課税となる。ただし、平成 27（2015）年 12 月 31 日以前に発行された公社債は、特定公社債とみなすこととされていた。大綱では、この取り扱いについてもとりやめ、同族会社が平成 27（2015）年 12 月 31 日以前に発行した公社債でみなし規定を適用しなければ特定公社債に該当しないものの利子で、その同族会社の株主等が平成 28（2016）年 1 月 1 日以後支払いを受けるものについては、20.315%の税率で源泉徴収の上、総合課税とすることとしている。

⁶ 別途、所得税額の 2.1%の復興特別所得税が課される。

⁷ 別途、所得税額の 2.1%の復興特別所得税が課される。

(2) 農林債の除外

一般株式等に含まれる一般公社債の譲渡損益は、平成 28（2016）年 1 月 1 日以後の譲渡からは、税率 20%（所得税 15%⁸、住民税 5%）の申告分離課税となる。ただし、上場株式等の配当等や譲渡損益とは損益通算はできず、非上場株式等の譲渡損益とのみ通算できる。繰越控除の適用は無い。

大綱では、この一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、農水産業協同組合貯金保険法の対象となる農林債は、除外することとしている。この改正は、平成 28（2016）年 1 月 1 日以後の譲渡から適用される。

(3) 割引債の償還差益の源泉徴収特例の見直し

平成 28（2016）年 1 月 1 日以後に発行される割引債の償還差益の源泉徴収については、発行時の税率 18.378%の源泉徴収ではなく、償還時の税率 20.315%の源泉徴収に改められる。現行税法では、利付債のうち利率が著しく低いものも償還時の源泉徴収の対象とされているが、大綱では、これを対象から除外し、利付債については、発行価額が額面金額の 90%以下であるものを償還時の源泉徴収の対象とすることとしている。

(4) 公社債等の譲渡対価の受領者の告知

平成 28（2016）年 1 月 1 日以後、個人の公社債又は公社債投資信託の譲渡益は、非課税ではなく、税率 20%（所得税 15%⁹、住民税 5%）の申告分離課税となる。これを受けて、譲渡代金の支払を受ける個人は、支払者に対して、本人確認書類を提示して、氏名・名称、住所その他の事項を告知することが必要となる。

大綱では、この受領者の告知の際の本人確認書類の提示について見直しを行うこととしている。支払者が平成 27（2015）年 12 月 31 日以前に、受領者から本人確認書類の提示を受け、受領者の氏名・名称、住所その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その帳簿は、受領者の本人確認書類の写しを添付した申請書の提出を受けて作成された帳簿とみなして、平成 28（2016）年 1 月 1 日以後に支払いを受ける譲渡代金については、本人確認書類の提示を不要としている。

(5) 利子等の支払調書制度の見直し

大綱では、個人（居住者等）に対して支払う公社債又は公社債投資信託等の利子等の支払調書の作成・提出について、年間一括方式のほかに、1 回の利払いごとに作成する方法も認めることとしている（その場合は、支払確定日の属する月の翌月末までに提出する）。この改正は平

⁸ 別途、所得税額の 2.1%の復興特別所得税が課される。

⁹ 別途、所得税額の 2.1%の復興特別所得税が課される。

成 28（2016）年 1 月 1 日以後に提出する支払調書に対して適用する。

（6）非居住者・外国法人の非課税措置

（i）民間国外債等の利子の非課税制度

非居住者・外国法人が受け取る民間国外債等の利子については、非居住者・外国法人の本人確認を条件に、所得税・法人税が非課税とされている。本人確認は原則として「非課税適用申告書」の提出により行うが、引受契約等で発行時に居住者等（国内金融機関等を除く）への販売が禁止されている等の一定の条件を満たす「特定民間国外債」は、国外カストディアンが、利子受領者が非居住者・外国法人である旨の確認を行う「利子受領者情報の通知等」によることが認められている。

大綱では、平成 28（2016）年 1 月 1 日前に発行された特定民間国外債は、同日以後も目論見書等の記載事項の要件を満たす特定民間国外債として、当該記載事項の変更を要しないこととしている。

（ii）振替割引債の差益金額等の課税の特例

平成 28（2016）年 1 月 1 日以後は、非居住者・外国法人が支払いを受ける特定振替割引債の償還差益については、一定の手続を取ることで、償還金に対する所得税・法人税は非課税となる。一定の手続としては、非課税適用申告書を、振替記載等を受けている特定振替機関等又は適格外国仲介者及びその国内の特定振替機関等を経由して、特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の税務署長等に提出する。ただし、発行者の特殊関係者が支払いを受ける場合には非課税の特例は適用されない。そのため、特定振替割引債の発行者は、償還差益に源泉徴収が行われなかった場合に、特殊関係者である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外にある住所・居所又は本店・主たる事務所の所在地等を記載した書類を提出することとされている。

大綱では、特定振替割引債のうち、振替国債及び振替地方債については、特殊関係者に関する書類の提出は不要としている。この改正は、平成 28（2016）年 1 月 1 日以後に特定振替割引債の償還金が支払われる場合に適用される。

（7）デリバティブの取扱い（検討課題）

今回の大綱では、デリバティブを金融所得課税一体化の範囲に含めるといった改正は見送られた。

ただし、今後の検討課題として「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する」こととされている。

5. 投資信託・投資法人関連

(1) 新投資口予約権の取扱い

平成 25 (2013) 年 6 月 12 日に通常国会で可決・成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」による投資信託及び投資法人に関する法律の改正により、投資法人の新しい資金調達手段として、新投資口予約権が導入されることになった。同法の適用は、公布日 (2013 年 6 月 19 日) から 1 年 6 月以内の政令で定める日とされている。

大綱では、この新投資口予約権を株式等の範囲に含めることとしている。これにより、投資主が上場している投資法人について行われた新投資口予約権の無償割当てにより取得した新投資口も特定口座や N I S A の対象とすることができるようになる。

大綱では、法人税でも所要の措置を講じること、その譲渡は消費税は非課税とすることとされている。

(2) インフラファンド等の分配金損金算入制限

投資信託及び投資法人に関する法律施行令の改正を前提に、投資法人や特定投資信託の受託法人の課税の特例 (支払法人における分配金の損金算入、即ち支払法人と投資家の二重課税の調整措置) について、対象となる投資法人及び投資信託の要件として、下記の要件を加えることとしている。公共施設等運営権 (いわゆる「コンセッション」) を利用したインフラファンドなどが制限の対象となる。

(i) 再生エネルギー発電設備及び公共施設等運用権以外の特定資産の割合が 50% を超えること

(ii) 上記施行令の改正の日から平成 29 (2017) 年 3 月 31 日までの間に再生エネルギー発電設備を取得して賃貸の用に供した投資法人で次の要件を満たすものは、再生エネルギー発電設備を取得して賃貸の用に供した日から 10 年以内に終了する事業年度に限り、(i) を満たす必要は無い。

- ① 公共施設等運営権の割合が 50% 以上でないこと¹⁰
- ② 設立に際して公募により投資口を募集したこと又は投資口が上場されていること
- ③ 再生エネルギー発電設備の運用の方法が賃貸のみであることが規約に記載されていること

(3) 投資法人の合併等に伴う「のれん」の取扱い

投資法人の配当が、投資法人において損金算入されるためには、支払配当等の額が配当可能利益の 90% を超えているという導管性要件を満たさなければならない。ここでいう配当可能利

¹⁰ 2013 年 12 月 24 日に閣議決定された「平成 26 年度税制改正の大綱」に基づき修正した。

益とは、会計上の利益ではなく、課税所得をベースとしている。複数の投資法人が合併等をして一つの投資法人になったため、会計上、投資法人資産に「正ののれん」が生じた場合でも、導管性要件の判定における取扱いについて、特段の考慮はされていない¹¹。証券界の税制改正要望では、この点について改善を求めている。

大綱では、投資法人法制の見直しを前提に、会計上「正ののれん」がある場合は、導管性要件の判定において、「正ののれん」償却額の70%を配当可能利益から控除することとしている。

(4) 検討事項(税制と会計の不一致(税会不一致)への対応)

証券界の平成26年度税制改正要望では、「(税会不一致相当額(課税所得)が会計上の利益よりも多額である場合の)利益超過分配はみなし配当として損金算入する措置を講じること」なども要望されていたが、今回の大綱では見送られた。

大綱では、今後の検討事項として次のように述べている。

「投資法人等の課税については、税会不一致等による投資法人等の活動の制約の解消を図る観点から、平成27年度税制改正に向けて、運用対象資産の範囲を含む投資法人制度及びその会計基準と課税のあり方について、わが国における投資法人の活動実態、諸外国における制度・事例や通常法人との課税の公平性にも留意しつつ、検討する」

6. 事務関連(支払調書・国外への口座移管)

(1) 本人確認情報の電磁的方法での提供

大綱では、次の書類の提出時に、その提出者が本人確認書類の提示等を行うこととされている場合には、当該書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとするとしている。

- | | |
|---------------------------------------|-------------------|
| ①特定口座異動届出書 | ②非課税口座異動届出書 |
| ③無記名公社債の利子等に係る告知書 | ④無記名割引債の償還金に係る告知書 |
| ⑤株式等の譲渡の対価の受領者が告知すべき事項を記載した帳簿への記載申請書 | |
| ⑥先物取引の差金等決済をする者が告知すべき事項を記載した帳簿への記載申請書 | |
| ⑦上記⑤又は⑥の帳簿の記載事項の変更届出書 | |

(2) 支払調書の電子処理促進

①支払調書、源泉徴収票、計算書又は報告書(以下「調書等」)を提出すべき者が、所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該所轄税務署長以外の税務署長に対し、調書等に記載すべ

¹¹ 「負ののれん」は、導管性要件のもととなる配当可能利益から控除することとしている。

き事項を記録した光ディスク等を提出する方法又は当該記載すべき事項を e-Tax を使用する方法のいずれかで提供できることとする。平成 26（2014）年 4 月 1 日以後に提出すべき調書等から適用される。

②NISA の非課税適用確認書の交付申請書の記載事項を所轄税務署長に提供する金融商品取引業者等の営業所の長についても、上記①と同様とする。平成 26（2014）年 4 月 1 日以後に申請書への記載事項を提供する場合に適用される。

③上記①又は②の所轄税務署長の承認を受けるための申請書、調書等の記載事項や交付申請書への記載事項を記録した光ディスク等を提出する場合における税務署長の承認を受けるための申請書の提出があった場合において、提出日から 2 月を経過する日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなす。平成 26（2014）年 4 月 1 日以後に提出する申請書に適用される。

(3) 国外への口座移管

大綱では、金融商品取引業者等の営業所の長が、顧客の依頼に基づき、その営業所に開設された「国内証券口座」から、国外において金融商品取引業を営む者の営業所等に開設された「国外証券口座」に有価証券を移管した場合又は国内証券口座に国外証券口座から有価証券の移管を受けた場合、その金融商品取引業者等の営業所の長は、移管した又は移管を受けた有価証券の種類、数又は金額その他の事項を記載した調書を、その営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされている。この制度は、平成 27（2015）年 1 月 1 日以後に行われる有価証券の移管に対して適用される。

7. 財形非課税貯蓄・確定拠出年金関連

(1) 財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄

大綱では、勤労者が、育児休業等（産前産後休業および法令の規定に基づき 3 歳未満の子を養育するためにする休業をいう）をする旨やその期間その他の事項を記載した申告書を、育児休業等が開始する日までに、勤務先等及び金融機関等の営業所を経由して、その勤労者の住所地の所轄税務署長に提出した場合には、育児休業期間中（育児休業等開始日直前に金銭等の払込みをすべき日から、育児休業等終了日の直後に金銭等の払込みをすべき日（再開日）までの間）は、財形貯蓄の契約に基づく金銭等の払込みが無くても、財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄においては、引き続き、利子等の非課税制度を適用することとしている。

ただし再開日に財形貯蓄の契約に基づく金銭等の払込みが無かった場合は、育児休業等の終了日後に支払いを受けるべき財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄の利子等については非課税としないこととしている。

これらの改正は、平成 27（2015）年 4 月 1 日以後に、前述の申請書を提出する場合に適用することとしている。

(2) 確定拠出年金

大綱では、企業型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおり引き上げることとしている。

図表 2 企業型確定拠出年金の限度額引き上げ

	現行	改正案
他の企業年金がない場合	月額 5.1 万円（年 61.2 万円）	月額 5.5 万円（年 66 万円）
他の企業年金がある場合	月額 2.55 万円（年 30.6 万円）	月額 2.75 万円（年 33 万円）

（出所）平成 26 年度税制改正大綱に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

大綱では、退職年金等積立金に対する特別法人税（確定拠出年金の場合は、積立金の全額に、一律 1.173%が課税される）についても、課税停止期限（凍結期間）を、平成 26（2014）年 3 月 31 日までに開始する事業年度から 3 年間延長することとしている。

(3) 検討課題

大綱では、「年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する」こととしている。

8. ゴルフ会員権

現行税制では、ゴルフ会員権の譲渡による譲渡益は、譲渡所得として総合課税される。譲渡損が出た場合は、一定の順序で、他の総合課税の所得から控除（損益通算）することが認められている。

しかし、大綱では、譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）を加える」こととしている。

上記の改正は、平成 26（2014）年 4 月 1 日以後行う資産の譲渡等について適用される。